

総務委員会資料

陳情第104号

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」
の採択を求める陳情

資料1 最低賃金制度について

資料2 令和6年度 地域別最低賃金改定状況

資料3 労働経済等の状況について

資料4 国の中小企業支援策について

参考資料1 令和7年度税制改正の大綱について

参考資料2 下請取引の適正化に向けた関係法令について

経済労働局

令和7年4月24日

1 最低賃金制度

(1) 概要

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

(2) 目的

最低賃金法に基づき、国が、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

(3) 効果

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、最低賃金法により定められた最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。最低賃金の適用を受ける労働者と使用者で締結する労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分を無効とし、最低賃金と同様の定めをしたものとみなします。

2 最低賃金の種類

(1) 地域別最低賃金

産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47件の最低賃金が定められています。

(2) 特定最低賃金

地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた特定の産業について設定される最低賃金として、全国で224件、神奈川県では7件の最低賃金が定められています。

【神奈川県の特低賃金】

No	最低賃金名	No	最低賃金名
1	塗料製造業最低賃金	6	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
2	鉄鋼業最低賃金		
3	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金	7	ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械金属加工機械製造業最低賃金
4	輸送用機械器具製造業最低賃金		
5	自動車小売業最低賃金		

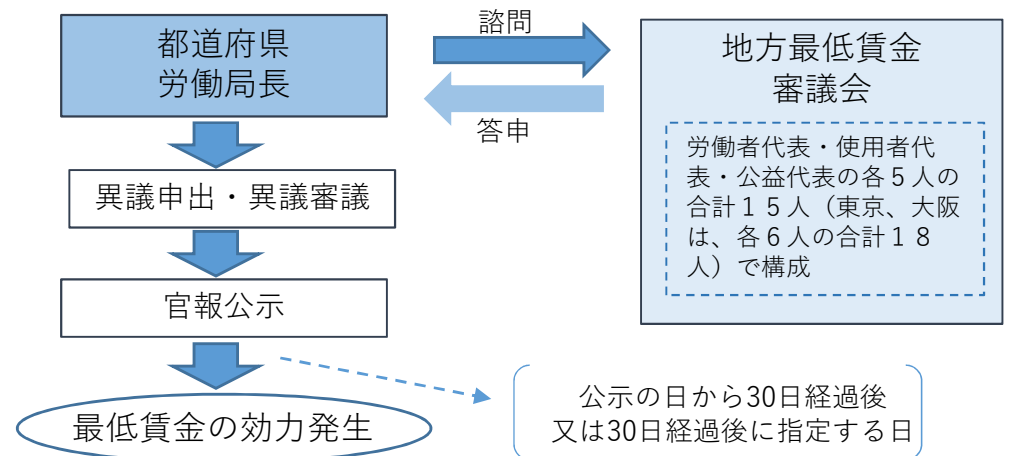
3 最低賃金の対象

最低賃金の対象は、毎月支払われる基本的な賃金となり、具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金や手当を除外したものとなります。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金
- ④ 所定労働日以外の日労働に対して支払われる賃金
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

4 最低賃金改定の流れ

地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長により決定されます。



なお、地域別最低賃金は、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

令和6年度 地域別最低賃金改定状況

資料 2

都道府県名	令和6年度	令和5年度	神奈川県 との差額	効力発生 年月日
	時間額 (円)	時間額 (円)		
神奈川	1,162	1,112	—	令和6年10月1日
北海道	1,010	960	-152	令和6年10月1日
青 森	953	898	-209	令和6年10月5日
岩 手	952	893	-210	令和6年10月27日
宮 城	973	923	-189	令和6年10月1日
秋 田	951	897	-211	令和6年10月1日
山 形	955	900	-207	令和6年10月19日
福 島	955	900	-207	令和6年10月5日
茨 城	1,005	953	-157	令和6年10月1日
栃 木	1,004	954	-158	令和6年10月1日
群 馬	985	935	-177	令和6年10月4日
埼 玉	1,078	1,028	-84	令和6年10月1日
千 葉	1,076	1,026	-86	令和6年10月1日
東 京	1,163	1,113	1	令和6年10月1日
新 潟	985	931	-177	令和6年10月1日
富 山	998	948	-164	令和6年10月1日
石 川	984	933	-178	令和6年10月5日
福 井	984	931	-178	令和6年10月5日
山 梨	988	938	-174	令和6年10月1日
長 野	998	948	-164	令和6年10月1日
岐 阜	1,001	950	-161	令和6年10月1日
静 岡	1,034	984	-128	令和6年10月1日
愛 知	1,077	1,027	-85	令和6年10月1日
三 重	1,023	973	-139	令和6年10月1日

都道府県名	令和6年度	令和5年度	神奈川県 との差額	効力発生年月日
	時間額 (円)	時間額 (円)		
滋 賀	1,017	967	-145	令和6年10月1日
京 都	1,058	1,008	-104	令和6年10月1日
大 阪	1,114	1,064	-48	令和6年10月1日
兵 庫	1,052	1,001	-110	令和6年10月1日
奈 良	986	936	-176	令和6年10月1日
和歌山	980	929	-182	令和6年10月1日
鳥 取	957	900	-205	令和6年10月5日
島 根	962	904	-200	令和6年10月12日
岡 山	982	932	-180	令和6年10月2日
広 島	1,020	970	-142	令和6年10月1日
山 口	979	928	-183	令和6年10月1日
徳 島	980	896	-182	令和6年11月1日
香 川	970	918	-192	令和6年10月2日
愛 媛	956	897	-206	令和6年10月13日
高 知	952	897	-210	令和6年10月9日
福 岡	992	941	-170	令和6年10月5日
佐 賀	956	900	-206	令和6年10月17日
長 崎	953	898	-209	令和6年10月12日
熊 本	952	898	-210	令和6年10月5日
大 分	954	899	-208	令和6年10月5日
宮 崎	952	897	-210	令和6年10月5日
鹿児島	953	897	-209	令和6年10月5日
沖 縄	952	896	-210	令和6年10月9日
全国加重 平均額	1,055	1,004	-107	—

※全国加重平均とは都道府県ごとの労働者の人数を考慮した平均のこと

1 賃金の状況

(1) 賃金指数

令和2年平均を100とする令和6年の賃金指数は、109.2と100を上回っており、前年比は2.8%増となっています。

表1 賃金指数の推移（全国）

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
賃金指数	101.2	100.0	100.3	102.3	103.5	109.2
前年比（%）	-0.4	-1.2	0.3	2.0	1.2	2.8☆

※出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（事業所規模5人以上の数値）

(2) 実質賃金指数

令和2年平均を100とする令和6年の実質賃金指数は、99.3と100を下回っており、前年比は0.3%減となっています。

表2 実質賃金指数の推移（全国）

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実質賃金指数	101.2	100.0	100.6	99.6	97.1	99.3
前年比（%）	-1.0	-1.2	0.6	-1.0	-2.5	-0.3☆

※出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（事業所規模5人以上の数値）

実質賃金

名目賃金（支払われた貨幣額で表示された賃金）を消費者物価指数で割った賃金になります。これは、働く人が受け取る賃金から物価の影響を除いたもので、実際の購買力に換算した場合の賃金を意味します。

☆ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」では、令和6年1月の調査より、経済センサスの結果を踏まえて集計値を積み上げる際のウエイトとなる労働者数を更新していることから、令和6年の賃金指数及び実質賃金指数の前年比は、令和5年の指数を令和6年のウエイトで再計算したうえで、比較した数値になっています。

2 消費支出の状況

令和6年の二人以上の世帯（平均世帯人員2.88人、世帯主の平均年齢60.4歳）の消費支出は、300,243円となっており、前年に比べ名目で2.1%増、物価変動の影響を除いた実質で1.1%減となっています。

表3 消費支出の推移（全国）

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
月平均額（円）	293,379	277,926	279,024	290,865	293,997	300,243
名目前年比（%）	1.5	-5.3	0.4	4.2	1.1	2.1
実質前年比（%）	0.9	-5.3	0.7	1.2	-2.6	-1.1

※出典：総務省「家計調査」

3 雇用者と非正規就業者の状況

令和4年の雇用者は、全国で60,772,100人、川崎市で868,900人となっており、平成29年と比較して、ともに増加しています。

一方で、非正規就業者については、全国で21,110,300人、川崎市で252,700人と、平成29年と比較して、ともに減少しており、雇用者に対する割合も減少しています。

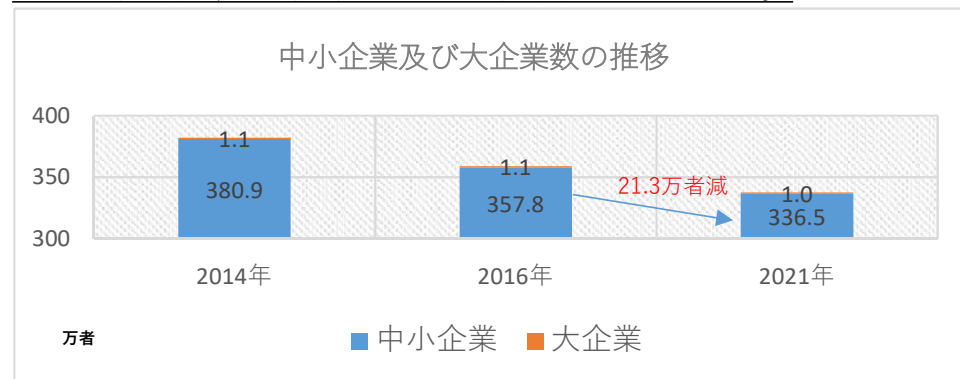
表4 雇用者と非正規就業者（全国、川崎市）

区分	全国		川崎市	
	平成29年	令和4年	平成29年	令和4年
雇用者（人）	59,208,100	60,772,100	817,100	868,900
うち非正規就業者（人）	21,325,700	21,110,300	266,100	252,700
割合	36.0%	34.7%	32.6%	29.1%

※出典：総務省「就業構造基本調査」

1 中小企業数の推移

令和5年12月に中小企業庁が公表した「令和3年経済センサス-活動調査」データを分析した集計結果によると、中小企業数は、336.5万者（2021年6月時点）となり、2016年6月時点と比較すると、21.3万者減少、1年当たり4.3万者減少しています。



2 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策

(令和6年11月22日に閣議決定)

<経済の現状・課題>

- (1) 600兆円の名目GDP、33年ぶりの高水準の賃上げが実現するなど成長と分配の好循環は、動き始めている。
- (2) 国民1人1人が、こうした前向きな動きを賃金・所得の増加という形で実感できるよう、更に政策を前進させる必要。
- (3) 賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとする。

<経済対策の基本的考え方>

- ①賃金・所得の増加に向けた経済の成長、②物価高への対応、③安心・安全の確保の重要課題に対し、速やかに万全の措置を講ずる

<3本の柱>

第1の柱（全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす）

⇒賃上げ環境の整備、中堅・中小企業の生産性向上、成長力の強化など

第2の柱（誰1人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける）

⇒物価高の影響を受ける低所得者への支援、地域の実情の応じた物価高対策の推進、物価高の影響を受ける業種の支援など

第3の柱（成長型経済への移行の礎を築く）

⇒こども・子育て支援、女性・高齢者の活躍・参画推進など

3 中小企業支援策について

【基本的な方向性等】

中小企業庁が公表した「中小企業・小規模事業者関係予算等のポイント」（令和6年度補正・令和7年度当初予算案）では、次の3つを基本的な課題認識と対応の方向性としています。

- ・ 予算・税・制度改正等の政策手段を総動員し、中小企業・小規模事業者等の飛躍的成長、規模拡大、新事業進出・事業転換、生産性向上・省力化等の投資を促すとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げにつなげ、地域経済の好循環と成長型経済への転換を実現する。
- ・ 物価高、エネルギー高、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者等に対する価格転嫁対策や資金繰り支援、省力化投資の支援等に万全を期し、持続的賃上げの実現に向けた環境整備を図る。
- ・ 小規模事業者支援、事業承継、社会課題解決等を通じて、地域経済の活性化を図る。

中小企業対策費	令和6年度	令和7年度+令和6年度補正
	1,082億円	1,080億円 + 5,601億円

(1) 持続的賃上げ実現に向けた中小企業の成長・生産性向上・省力化投資支援

- ・ 中小企業・小規模事業者等の飛躍的成長、規模拡大、新事業進出・事業転換、生産性向上・省力化等の投資を促すとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げにつなげ、地域経済の好循環と成長型経済への転換を実現する。
- ・ 「新規輸出1万者支援プログラム」を通じた輸出実現や、新たな産業構造の転換に対応するための支援を行い、成長志向の中小企業の恒常的な創出・拡大につなげる。

国の中小企業支援策について

事業名	予算額	内容
中小企業生産性革命推進事業	<u>3,400億円</u>	成長加速化補助金、ものづくり補助金・IT導入補助金・小規模事業者持続化補助金・事業承継・M & A 補助金
中小企業新事業進出促進事業	既存基金の内数	既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援
中小企業省力化投資促進事業	既存基金の内数	中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援
中堅・中小大規模成長投資補助金	<u>1,400億円</u> + 8.7億円	地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の課題に対応するために行う、工場等の拠点の新設等の大規模な設備投資を促進
100億企業育成ファンド出資事業	<u>30億円</u>	中小機構の出資によりファンドを組成し、売上高100億円超を目指す中小企業等に対し、リスクマネー供給、ハンズオン支援を実施
成長型中小企業等研究開発支援事業	123億円	大学等と連携して行うものづくり基盤技術及び高度なサービスに関する研究開発を支援、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援
中小機構による海外展開支援	中小機構交付金の内数	新規に海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者等による輸出（海外戦略の立案、ブランディング・プロモーション等）を支援
海外ビジネス強化促進事業	28億円	海外ビジネスを促進するため、情報提供、相談対応、販路拡大、人材の育成、企業のフォローアップ等、輸出・海外進出を支援
中小機構による成長志向の中小企業支援	中小機構交付金の内数	売上高100億円以上への成長を目指す中小企業を含め、成長志向の中小企業へのハンズオン支援、経営者ネットワーク構築支援等
中小機構によるグリーンTRANSフォーメーション対応支援	中小機構交付金の内数	中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等によりカーボンニュートラルに向けた取組を支援
省エネ・非化石転換補助金	<u>760億円</u>	工場のボイラや工業炉、ビルの空調設備や業務用給湯器などを、省エネ型設備へと更新することを支援。複数年の投資計画にも対応
省エネ診断	<u>34億円</u> + 6.1億円	省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」を、中小企業が安価で受けられるよう支援

（２）物価高、人手不足等の厳しい経営環境への対応

- ・ 価格交渉促進月間・下請代金法の執行強化等を通じた取引適正化の推進、物価高などの厳しい事業環境に対応する中小企業・小規模事業者への資金繰り支援、構造的な人手不足への省力化投資支援などにより、構造的賃上げの実現に向けた環境整備を図る。

事業名	予算額	内容
＜価格転嫁対策＞		
中小企業取引対策事業	29億円 + <u>8.3億円</u>	価格交渉促進月間や、下請Ｇメン等による取引実態の把握、下請法の厳正な執行、下請かけこみ寺での相談対応等を実施
「価格交渉促進月間」の実施や、下請代金法の執行強化、下請振興法に基づく「指導・助言」・企業名公表を通じた実効性向上、下請Ｇメンによるヒアリング、「パートナーシップ構築宣言」の実効性の向上、官公需等における労務費等の価格転嫁の徹底等		
＜資金繰り支援＞		
中小企業資金繰り支援事業	223億円	日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げのための利子補給や信用保証制度等を通じた資金繰り支援を実施
中小企業等の資金繰り支援	既存予算の活用	公庫制度融資の賃上げ特例の継続、通常資本性劣後ローンの運用見直し、成長志向の中小企業への資金繰り支援の拡充 など
＜省力化支援＞		
中小企業省力化投資促進事業	既存基金の内数	中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援
＜事業環境変化に対応した経営相談体制や経営改善・早期再生・再チャレンジ支援の拡充＞		
事業環境変化対応型支援事業	<u>112億円</u>	地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者等が抱える売上拡大や経営改善等の経営課題に対して、ワンストップで対応する「よろず支援拠点」を各都道府県に設置することで、経営課題の解決に向けた支援を実施
中小企業活性化・事業承継総合支援事業	144億円 + <u>61億円</u>	中小企業活性化協議会による事業再生支援や事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施

※ 下線なしは令和7年度 当初予算、下線ありは令和6年度 補正予算

国の中小企業支援策について

(3) 小規模事業者支援、災害からの早期復旧支援

- ・多様な経営課題を抱える小規模事業者への支援や、災害からの早期復旧等の支援を推進する。

事業名	予算額	内容
小規模事業対策推進等事業	61億円	商工会・商工会議所等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援
小規模事業者経営改善資金融資事業	30億円 ※中小企業資金繰り支援事業の内数	商工会・商工会議所等を通じて行われる経営相談を受けている小規模事業者に対する資金繰り支援
地方公共団体による小規模事業者支援推進事業	10億円 + 10億円	地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえた小規模事業者の販路開拓・生産性向上に向けた取組や小規模事業者等の災害復旧を支援
商店街等活性化支援事業	中小機構交付金の内数	変革意欲のある商店街等による社会課題解決や地域の価値向上に向け、専門家による面的伴走支援等を行う
なりわい補助金 グループ補助金 等	213億円	能登半島地震等をはじめとする災害により被災した地域の速やかな復旧又は復興を支援する事業を継続

(4) 事業承継、再編等を通じた変革の推進

- ・経営者の高齢化が進む中、地域の経済と雇用の基盤を支えるため、事業承継の円滑化を図るとともに、事業承継、再編等を契機に変革に挑戦する企業の生産性向上・成長を支援する。

事業名	予算額	内容
中小企業活性化・事業承継総合支援事業	144億円 + 61億円	財務上の課題を抱えている中小企業等に対して、収益力改善・事業再生等を支援するとともに、後継者不在の中小企業等に対しては、事業承継・事業引継ぎを支援
後継者支援ネットワーク事業	4億円	後継者同士の切磋琢磨できる場を創出し、既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競うイベント開催
事業承継・M & A 補助金 (再掲)	中小企業生産性革命推進事業の内数	事業承継に際しての設備投資や、M & A の専門家活用、M & A 後のPMI時の専門家活用・設備投資等を支援

(5) 中小企業・小規模事業者の活性化、地域課題解決に向けた取組支援の推進

- ・多様な経営課題を抱える中小企業・小規模事業者への伴走・経営支援、地域課題解決に向けた取組の支援を推進する。

事業名	予算額	内容
中小企業・小規模事業者 ワンストップ総合支援事業	34億円 + 20億円 ※事業環境変化対応型支援事業の内数	各都道府県によらず支援拠点を整備するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備
中堅・中核企業の 経営力強化支援事業、 地域の人事部支援事業	7億円	支援機関間のネットワーク構築・ハンズオン支援や地域企業群や関係機関が一体となって人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援
小規模事業 対策推進等事業	61億円 (再掲)	商工会・商工会議所等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援
中小企業 実態調査委託費	21億円	ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着に向けた調査・分析、地域中小企業人材確保支援等調査・分析 等

(6) 税制改正事項

事項	方針	内容
中小企業 経営強化税制	拡充・延長	適用期限を2年間延長するとともに、売上高100億円超の中小企業（100億企業）の創出を促進するため、100億企業を目指す中小企業に対し、対象設備に建物を追加する等、措置を拡充。
中小企業 投資促進税制	延長	中小企業の設備投資を更に後押しするため、一定の設備投資を行った場合に税額控除又は特別償却の適用を認める措置を2年間延長
固定資産税の 特例措置	拡充・延長	賃上げを表明する企業を対象に、設備投資に伴う固定資産税の特例措置を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて軽減率を引き上げる（課税標準を最大で5年間1/4）
法人税 軽減税率	延長	資金繰り負担を緩和し、財務基盤を強化するため、中小企業者等の年間800万円以下の所得に対する税率を19%から15%に軽減する措置を2年間延長（単年所得10億超の場合、19%から17%に軽減）
中小企業防災・減 災投資促進税制	延長	中小企業の防災・減災能力の強化のため、事前対策に資する設備投資の特別償却を可能とする措置の適用期限を2年間延長
地域未来投資 促進税制	拡充・延長	地域経済を牽引する企業による、地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置を追加した上で、適用期限を3年間延長
事業承継税制	見直し	税制の最大活用を図る観点から、後継者の3年間の役員就任期間を特例措置に限り事実上撤廃

※ 下線なしは令和7年度 当初予算、下線ありは令和6年度 補正予算

1 概要

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行う。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等を引き上げる。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充する。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行う。これらにより、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現し、経済社会の構造変化等に対応する。

（3）地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等
を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の拡充等

特別償却率を50%に、税額控除率を5%に、それぞれ引き上げる措置について、その承認地域経済牽引事業者のその承認地域経済牽引事業が、指定業種に該当すること又は指定業種に該当する事業を行う事業者と直接の取引関係を有する一定の事業に該当すること等の要件を満たす場合を加えるほか、所要の見直しを行う。

（4）地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長等

関係法令等が改正され、寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限を3年延長する。

2 令和7年度税制改正（法人課税）の内容

（1）中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長等

所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%（現行：15%）に引き上げる等の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

（2）中小企業経営強化税制の拡充等

特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）を追加するほか、所要の見直しを行う。

1 中小企業憲章

中小企業の歴史的な位置付けや、今日の中小企業の経済的・社会的役割などについての考え方を基本理念として示すとともに、中小企業政策に取り組むに当たっての基本原則や、それを踏まえて政府として進める中小企業政策の行動指針を示したものの。

【基本原則】

4. 公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

【行動指針】

5. 公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

川崎市では、「川崎市契約条例」、「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づく市内中小企業者の受注機会の増大に向けた取組を実施

2 中小企業基本法

中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにした法律。

【取引の適正化】

第22条 国は、中小企業に関する取引の適正化を図るため、**下請代金の支払遅延の防止、取引条件の明確化の促進その他の必要な施策を講ずる**ものとする。

3 下請中小企業振興法

親事業者の協力のもとに、下請中小企業の体質を強化し、下請性を脱した独立性のある企業への成長を促すことを目的とした法律。

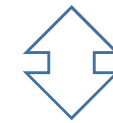
【振興基準】

第3条 国は、**下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準である「振興基準」を策定する**。

- ・ 下請事業者の生産性の向上、品質の改善等
- ・ 発注分野の明確化、発注方法の改善
- ・ 設備導入、技術向上、事業の共同化
- ・ 対価の決定方法の改善（価格転嫁・価格交渉）
- ・ 支払方法の改善（約束手形の利用廃止など） など

4 独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とした法律。



- ・ 中企庁と公正取引委員会で連携
- ・ 下請けGメンによる、実態調査
- ・ 下請駆け込み寺（相談窓口の設置）

5 下請法（下請代金支払遅延等防止法）

下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業者の下請事業者に対する取引を公正にするとともに、下請事業者の利益を保護する法律。

①親事業者の義務

- ・ 書面の交付義務
- ・ 書面の作成、保存義務
- ・ 下請代金の支払期日を定める義務
- ・ 遅延利息の支払義務

※書面の交付義務及び作成、保存義務に違反した時は、50万円以下の罰金

②親事業者の禁止行為

- ・ 受領拒否の禁止
- ・ 下請代金の支払遅延の禁止
- ・ 下請代金の減額の禁止
- ・ 返品禁止
- ・ 買いたたきの禁止 等

※禁止行為を行ったときは勧告措置